

議案第12号

三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

次のとおり三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

三朝町被災者住宅再建等支援条例（平成13年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前		
（支援金の額） 第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類により当該各号に定める額以下とする。 （1） 略 （2） 被災者住宅修繕促進支援金 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア <u>損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの</u> <u>2万円</u> イ <u>ア以外のもの</u> <u>5万円</u>		（支援金の額） 第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類により当該各号に定める額以下とする。 （1） 略 （2） 被災者住宅修繕促進支援金 <u>2万円</u>		
別表（第3条、第4条関係）		別表（第3条、第4条関係）		
対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略		略		

(7) 一部損壊 世帯の 居宅の 補修	— 2年	一部損壊 世帯の世 帯主又は 当該居宅 の所有者 (町長が 別に定め るものに 限る。)	1年	補修に要する経 費 (30万円 (災害 救助法 (昭和22年 法律第118号) 第 4条第1項第6 号の被災した住 宅の応急修理 (以 下「住宅の応急修 理」という。)) を 受けることがで きる場合にあつ ては、30万円から 当該住宅の応急 修理のために支 出されるべき費 用の額を控除し た額) を限度とす る。)	(7) 一部損壊 世帯の 居宅の 補修	— 2年	一部損壊 世帯の世 帯主又は 当該居宅 の所有者 (町長が 別に定め るものに 限る。)	1年	補修に要する経 費 (30万円を限 度とする。)
				略					略
備考 略				備考 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。